

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ 岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

人事課

○ 岡山県行政組織規則等の一部を改正する規則

市町村課

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則

都市計画課  
情報政策課

（以上県例規集登載）

### 【正誤】

○ 岡山県税条例及び岡山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の正誤  
（県例規集登載）

総務学事課

## 目次

担当課（室）

◎岡山県規則第四十六号

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和二十九年岡山県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)第八十四条第二項」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第四十七条第二項」に改める。

(非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十二年岡山県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

様式第二号の注意事項2中「社会保険事務所」を「年金事務所」に改め、同注意事項2の(6)中「国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による障害共済年金」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)附則第37条第1項若しくは第61条第1項に規定する年金である給付に該当する障害年金」に改める。

(岡山県吏員恩給条例等の一部を改正する条例附則第六条の二第一項の年金たる給付等を定める規則の一部改正)

第三条 岡山県吏員恩給条例等の一部を改正する条例附則第六条の二第一項の年金たる給付等を定める規則(昭和五十五年岡山県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「国家公務員等共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「法律第六十三号」という。)第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に、「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法」を

# 平成27年7月10日 岡山県公報 号外

「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（）」に改め、同条第六号中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。第十一章を除く。）」を「法律第六十三号第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）」に改め、同条第七号中「私立学校教職員共済組合法（）」を「法律第六十三号第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（）」に改め、同条第八号中「附則第十六条第五項」を「附則第十六条第六項」に改め、同条第十二号中「国家公務員等共済組合連合会」を「国家公務員共済組合連合会」に改める。

## 附 則

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

◎岡山県規則第四十七号

岡山県行政組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県行政組織規則等の一部を改正する規則

(岡山県行政組織規則の一部改正)

**第一条** 岡山県行政組織規則(昭和四十一年岡山県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二百二十六条の表中「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に改める。

(岡山県事務処理規則の一部改正)

**第二条** 岡山県事務処理規則(昭和四十四年岡山県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三市町村課の部5の項3中「第30条の37第2項, 第30条の38第2項, 第30条の40」を「第30条の32第2項, 第30条の33第2項, 第30条の35」に改める。

(住民基本台帳法施行細則の一部改正)

**第三条** 住民基本台帳法施行細則(平成十四年岡山県規則第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「条例」という。)、を「条例」という。及び」に改め、「及び国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料の額に関する条例(平成十四年岡山県条例第四十九号)」を削る。

第二条第一項中「第三十条の三十七第一項」を「第三十条の三十二第一項」に、「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に改める。

第三条第一項中「第三十条の三十七第二項」を「第三十条の三十二第二項」に改め、同条第二項中「第三十条の三十七第二項ただし書」を「第三十条の三十二第二項ただし書」に改める。

第五条中「第三十条の三十八第二項」を「第三十条の三十三第二項」に改める。

第六条第一項及び第七条中「第三十条の四十」を「第三十条の三十五」に改める。

第八条中「第三十条の二十三第三項及び法第三十四条の二第二項」を「第三十条の三十九第二項」に改める。

第九条中「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に

改める。

様式第一号中「第30条の37第1項」を「第30条の32第1項」に改める。

様式第四号中「第30条の38第2項」を「第30条の33第2項」に改める。

様式第五号及び様式第六号中「第30条の40」を「第30条の35」に改める。

様式第七号(表)中「第30条の23第2項及び第34条の2第1項」を「第30条の39第1項」

に改め、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)

住民基本台帳法抜粋

(報告及び検査)

第30条の39 都道府県知事は、前条第4項又は第5項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めらるるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めらるるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条の2第11項若しくは第30条の39第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(2) 略

(岡山県屋外広告物規則の一部改正)

**第四条** 岡山県屋外広告物規則(昭和四十一年岡山県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第二項中「第三十條の五第一項」を「第三十條の六第一項」に、「第三十條の七第五項」を「第三十條の十三第二項」に、「第三十條の八第一項」を「第三十條の十五第一項」に改める。

第二十二條の三第二項中「第三十條の七第五項」を「第三十條の十三第二項」に、「第三十條の八第一項」を「第三十條の十五第一項」に改める。

様式第一号別紙一中「社団法人日本塗料工業会(昭和61年4月8日に社団法人日本塗料工業会と改称された法人をいう。)」を「一般社団法人日本塗料工業会」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。

(経過措置)

2 第三條の規定による改正前の住民基本台帳法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 第四條の規定による改正前の岡山県屋外広告物規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第四十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則を次のように定める。

平成二十七年七月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例（平成二十七年岡山県条例第四十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第四条第一号の規則で定める事務及び情報)

第二条 条例第四条第一号の規則で定める事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号。以下「省令」という。）第十九条各号に掲げる事務とする。

2 条例第四条第一号イの規則で定める情報は、省令第十九条第一号ソに定める情報とする。

3 条例第四条第一号ロの規則で定める情報は、省令第十九条第一号ツに定める情報とする。

(条例第四条第二号の規則で定める事務及び情報)

第三条 条例第四条第二号の規則で定める事務は、省令第四十四条各号に掲げる事務とする。

2 条例第四条第二号イの規則で定める情報は、省令第四十四条第一号ソに定める情報とする。

3 条例第四条第二号ロの規則で定める情報は、省令第四十四条第一号ツに定める情報とする。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。



# 平成27年7月10日 岡山県公報 号外

〔二〇〕平成二十七年七月十日付け（号外）公布岡山県税条例及び岡山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（岡山県条例第四十七号）に誤りがあった。

頁・行	一一・終わり から一六
誤	平成二十七年岡山県条例第 号
正	平成二十七年岡山県条例第四十七号